

保存用資料

自分と家族のための成年後見

はじめまして。

皆様は、**成年後見**という言葉聞いたことがあるでしょうか？

成年後見といふとなにか難しいことのように思われるかもしれませんね。

実は**成年後見制度とは、判断能力が不十分のために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みなのです。**

仕方ないことではありますが、年齢とともに判断能力は衰えていきます。年齢別で見るとこうした60代以上を狙った**悪質商法の被害の割合が増えてきております。**

裁判手続上、あとからご本人は認知症のため判断能力がなかったと主張したところで、それが必ずしも認められるとは限りません。このような**悪質商法被害を予防するためにも成年後見手続きというのは重要な制度**となります。

成年後見制度には、すでに認知症になっているなど判断能力が衰えてきている方のための**法定後見制度**と、将来判断能力が不十分になった時のための**任意後見制度**というものがあります。任意後見制度については、また別の機会にお話しするとして、今回は法定後見制度についてお話しします。

法定後見制度とは、家庭裁判所への後見人選任申立をすることによって、後見人という本人の代理人を選任してもらうこととなります。この後見人は、ご本人の代わりに契約などの代理をしたり、ご本人のした行為に同意したり取り消したりすること権限が与えられます。この場合、ご本人の希望を尊重し、生活状況や精神状態などに配慮して、ご本人に最も良い方法を選んで行なうこととなります。

皆様は、身近な話で、「高級ふとんを買わされた」とか「勧められて大量の健康食品を買ってしまった」「不要なりフォーム工事をしてしまった」などと言ったような話をきたことはありませんか？成年後見をしていればこうした契約を解除できたかもしれませんね。

また、最近では、残念ながら**高齢者虐待や身内による高齢者の財産の使い込みなどによる親族間のトラブルも多発**しています。親族間のトラブルについては、同居の親族と別居の親族による疑いから始まる場合もあり、適性に親の財産管理をしているにもかかわらず、他の兄弟から文句を言われる場合もあります。

成年後見制度は、ご本人の財産を守り、不要な親族間のトラブルを予防するためにも大変重要な制度です。

確かに裁判所への申立など煩雑な面もありますが、これは我々専門家に依頼する方法もありますし、こういった制度があるということも覚えておいて下さい。

● 表面記事担当

相続問題研究所（名和企画事務所）

定期相続セミナー開催 2.5.8.11月



● 裏面記事担当

司法書士 土屋博史 事務所

不動産登記・商業登記・裁判手続
岐阜県瑞穂市別府965番地
電話 058-329-2398

